

(様式第1号)

会議録 会議要旨

会議の名称	令和5年第4回芦屋市景観アドバイザー会議
日時	令和5年8月21日(月) 午後2時00分～午後4時00分
場所	芦屋市役所 分庁舎2階 大会議室
出席者	委員 岡 絵理子、武田 重昭、小池 志保子、佐久間 康富、 西野 雄一郎 届出者 申請者等 事務局 谷崎課長、岡本係長、村上係員
事務局	まちづくり課
会議の公開	<input type="checkbox"/> 公開 ----- <input type="checkbox"/> 非公開 <input checked="" type="checkbox"/> 一部公開 会議の冒頭に諮り、出席者5人中5人の賛成多数により決定した。 〔芦屋市情報公開条例第19条の規定により非公開・一部公開は出席者の3分の2以上の賛成が必要〕 <非公開・一部公開とした場合の理由> 会議を公開することにより、当該会議の公正又は円滑な運営に支障が生じると認められるため及び審議の内容に個人情報等が含まれるため。
傍聴者数	0人(公開又は一部公開の場合に記入すること。)

○会議次第

- 1 開会
- 2 議事
 - (1) 景観地区内における大規模建築物等の景観協議について
 - ア 共同住宅(業平町24番1)
 - イ 診療所、薬局(公光町55番2)
 - (2) その他
- 3 閉会

○提出資料

大規模建築物等景観協議届出書 図面一式

○審議内容

ア 共同住宅 (業平町24番1)

令和5年8月9日付けで届出のあった建築計画について景観協議を行い、主に下記の内容について景観アドバイザーから意見があった。

- * 建築物については、道路に面する南面に加えて東西の面においても、配置の工夫を行うとともに単調なデザインとならないよう分節や適切な素材及び色彩の選択等を行うことで、ボリューム感を軽減させるよう配慮すること。特に歩行者の目線に近いエントランス周り、低層階の壁面の意匠については、質の高い空間となるよう工夫すること。高層部分においては、遠方からの景観を損ねない意匠とし、外観に影響がある部分については入居者にも協力を求めるなど配慮を行うこと。
- * 植栽計画については、落葉樹と常緑樹の適切な組合せ等樹種の選択を工夫し、1年を通じて、通りにおける潤いを感じられるような計画とすること。その際には建築時だけではなく、

く、植栽が成長した後も十分に生育できるような環境を整えること。また、接道面についてはシンボルツリーを配置するなど、緑で彩る意識を大切にし、緑豊かな通り外観を演出できるよう建築物や駐車場等の配置を工夫すること。

- * 塀等工作物については、建築物の意匠及び周辺の景観との調和を大切にするとともに、道路側の工作物の高さを下げることや、建物の壁面と同じ位置まで後退させるなど、配置の工夫、植栽との組合せ等により圧迫感の軽減に配慮した計画とすること。
- * 建築物に付属するゴミ置き場、駐車場、設備等は通りから見えないような配置・規模とすることを基本とし、植栽等による修景に努めること。また、建築物の意匠だけでなく、沿道空間の修景についても敷地における外観意匠を構成する重要な要素となることから、歩行者路面・車路等路面材の選択においても工夫を凝らす等、建築物と一体的にデザインし、潤いある通り景観の形成に寄与するような計画とすること。

イ 診療所、薬局（公光町55番2）

令和5年8月10日付けで届出のあった建築計画について景観協議を行い、主に下記の内容について景観アドバイザーから意見があった。

- * 通り外観の緑化基準は設定されていないが、敷地における緑化計画が周辺に与える影響は非常に大きいため、芦屋川沿岸に位置する計画地においては、特に河川沿いの敷地に植栽を計画することによって通り景観に潤いをもたらす計画とすること。植栽計画の際には、十分な生育が期待できる土厚や日当たりの確保、排水環境を用意したうえで、樹種や樹高の選定においても慎重に計画すること。
- * 芦屋川沿岸においては、石積み擁壁や沿岸の並木など自然素材による構成が特有の景観を形成しており、それらを計画に上手に取り入れることによって上質な景観が形成されている。塀等工作物を築造する際には、自然素材を基本とし、素材に応じた構造とすることにより、計画地を含めた芦屋川全体の景観の保全・育成に寄与する計画とすること。
- * 壁面の位置の制限のない区域ではあるが、建築物の壁面位置が芦屋川沿岸の景観形成に与える影響は大きいため、建物全体を後退させることに加えて、1階部分はさらに後退させるなど、通りを通行する人のアイラインを意識した開放的で優雅な空間をつくる意識をもって計画をすること。また、後退部分には、周辺の景観と調和する芦屋らしい自然素材のものや、潤いある通り景観の形成に寄与する植栽計画とすること。
- * 建築物については、配置の工夫を行うとともに単調なデザインとならないよう分節や適切な素材及び素材に応じた色彩の選択を行うことにより、ボリューム感を軽減させるよう配慮するとともに、建築物本体や、使用する素材が目を引きことなく、周囲の景観に馴染んだ上質な空間をつくることを意識すること。
- * 避難経路や駐車場・駐輪場の設置等、他法令で求められる基準を満たすために、景観への配慮を欠くことがないよう、事前に十分な調整及び計画を行うこと。

- * 建築物に付属するゴミ置き場、駐車場、設備等は通りから見えないような配置・規模とすることを基本とし、植栽等による修景に努めること。また、建築物の意匠だけでなく、沿道空間の修景についても敷地における外観意匠を構成する重要な要素となることから、車路等路面材の選択においても工夫を凝らす等、建築物と一体的にデザインし、潤いある通り景観の形成に寄与するような計画とすること。
- * 建築物に付属する屋外広告物について、屋外広告物条例の基準に適合すれば良いというわけではなく、芦屋川沿岸にふさわしい配置・意匠等を計画すること。